

令和4年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務 提案説明書

1 業務の名称

令和4年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務

2 趣旨

本説明書は、「令和4年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌駅交流拠点は、平成28年5月に策定した「第2次都心まちづくり計画」において、まちづくりの骨格構造として位置付けられた交流拠点のひとつであり、また道内最大の交通結節点であることから、北海道札幌の国際競争力をけん引し、その活力を展開させる起点を形成して道都札幌の玄関口にふさわしい空間形成と高次都市機能の強化が求められている。

令和2年度には、札幌駅南口周辺エリアにおける街区間連携検討業務を行い、「人の広場」としての南口広場の整備の基本的な考え方の検討を行ってきたが、周辺開発を見据えた配置計画や再整備による地下街への影響等については今後検討を進めていく必要がある。

また、北口広場においては、北海道新幹線札幌延伸に伴い札幌駅構内北側歩行者通路が閉鎖されることを受け、代替歩行者動線としての機能確保が求められている。

本業務では、タクシープール機能と南口広場の再配置が共存可能な方法の実現に向け、地下街の構造を踏まえた検討を行う。

4 業務の内容

(1) 計画準備

業務の目的と主旨をよく理解し、業務の実施方針を立案したうえで、業務内容、業務工程、業務実施体制等を示した業務実施計画書を策定する。

(2) 札幌駅南口広場再整備に係る検討

2030年までに「人の広場」としての南口広場の再整備と、新幹線・バスターミナルを含む交通結節機能の強化へ向けた広場の基本方針の検討を行う。

札幌駅周辺における新幹線関連工事や再開発が同時に進むことを踏まえ、工事中も駅・乗換動線機能を維持する観点から、南口広場の抜本的な構造等の再構築ではなく、既存機能を活かした整備の方策について検討する必要がある。

1. 南口広場の配置検討

過年度より進めているタクシープールの配置、形状検討をより詳細に行い、具体的な検討を進める。また、タクシープールの移設に伴う、ロードヒーティングや上屋など付帯設備移設の検討を行い、南口広場全体の配置案を作成する。さらに、タクシープール及びその他設備の移設による荷重条件を整理したうえで、過年度調査した地下街の構造を元に、地下街構造への影響を抑制する整備手法の検討、その他既存周辺設備への影響を調査し、移設案の具体化を進める。

2. 施工時の地下構造物への影響対策検討

タクシープールの移設に伴う工事で、工事車両の乗り入れが必要となるが、地下構造物の耐荷重によっては、使用できる重機が制限される可能性がある。また、大型の重機を乗り入れる場合などは、地下構造物の梁及びスラブの耐荷重を超える可能性があるため、施工時の影響や対策案について検討を行う。

3. 概略検討

関連事業や工事による広場利用者への影響を考慮し、再整備までの概略工程を作成する。

4. 関係規定に係る協議及び資料作成

建築基準法、都市計画法及び防災評定関係規定など、タクシープールの移設に伴う法的取り扱いについて、関係機関との協議を行う。また協議に必要な資料を作成する。

(3) 札幌駅北口広場の復旧方法の検討

札幌駅北口広場は現在、北海道新幹線延伸工事の施工ヤードとして活用されており、札幌市及び鉄道・運輸機構間において広場復旧に向けた補償に関する協議を進めている。また、新幹線延伸に伴い閉鎖された札幌駅構内北側歩行者通路の代替機能としての、北口広場の一部に歩行者用の上屋の設置を検討している。

1. 復旧方法の検討及び復旧に係る補償協議対応

北口広場の施工ヤード復旧に向けた整備方針の検討及び、補償協議に向けた概算費用の算出及び協議内容を整理する。

2. 上屋設置に関する構造検討

北口広場に設置を検討している歩行者用上屋について、荷重条件の整理、地下構造物への影響及び配置上の制約や補強の必要性などの確認を行う。

3. 設計に向けた課題整理

上屋設置の実現に向けて、地下通路への物理的な影響、工事車両の荷重制限、建築基準法手続きなど、想定される課題を整理する。

(4) 打合せ

必要に応じて、業務の進捗状況等を確認するため発注者と打合せを行う（履行期間内に5回程度を想定）。打合せ後は議事録を作成し、発注者と共有すること。

(5) 説明資料の作成

上記(1)～(5)の内容をとりまとめ、説明資料（概要版（A3版4枚程度）及びパワーポイント資料）を作成する。

(6) 報告書の作成

上述の経過及び結果をまとめた報告書を作成する。

(7) 資料提供

札幌市の関連計画等について提供可能な資料は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和5年3月24日（金）までとする。

6 業務提案の上限額

金 14,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

7 企画提案を求める事項

項目	説明	ページ数
(1) 業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4判1ページまで
(2) 札幌駅南口広場再整備に係る検討	既存機能を活かした整備方針を検討する上で考慮すべきポイント	A4判2ページまで
(3) 札幌駅北口広場の復旧方法の検討	広場復旧方法を検討する上での考慮すべきポイント	A4判2ページまで
(4) その他独自の提案	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4判1ページまで
(5) 業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制及び担当技術者の交通、まちづくりに係る計画策定に関連する業務の経歴	A4判1ページまで
(6) 参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4判1ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和3・4年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「土木設計・監理業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体等が発注した、交通に係る計画策定の業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】 1部

① 参加意向申出書（様式第1号）

（添付書類）

ア 同種業務等実績書（様式第2号）

上記8-(7)に係る業務の実績を記載

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

ウ 競争参加資格認定通知書の写し

② 企画提案書（様式自由）

用紙サイズはA4版とし、両面印刷とする。提案書のページ数については、上記7を参照のこと。ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のもthingとすること。

【副本】 9部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記14の連絡先に提出すること。

(3) 提出期限

令和4年11月2日(水)15時00分必着とする。なお、送付の場合は特定記録により、前日必着とする。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

- ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和4年10月25日(火)15時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票(様式第3号)により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の連絡先までメールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「令和3年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務企画競争実施委員会」(以下「委員会」)において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

- (ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。
- (イ) 企画提案件数が3件以下の場合は、一次審査を省略する。
- (ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

なお二次審査は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、提出書類による書類審査にて審査を行う等、審査方法の変更を行う可能性がある。下記(カ)の時にあわせて審査方法についても通知する。

- (ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。
- (イ) プレゼンテーションは30分程度(説明20分・質疑10分)とする。
- (ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。
- (エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。
- (オ) スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室等において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。
- (カ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

- 一次審査 令和4年11月9日（水）
二次審査 令和4年11月16日（水）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の5割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目の(2)・(3)・(4)の合計点が高い順に審査通過者又は審査候補者とし、当該項目においても同点の場合はいくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

審査項目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか	10
(2) 札幌駅南口広場再整備に係る検討	業務の目的、内容を十分に理解しているか 提案内容は妥当かつ具体的なものであるか	30
(3) 札幌駅北口広場の復旧方法の検討	提案内容は業務目的に合致したものであるか 説明や質問を通じた対象分野への専門性	30
(4) その他独自の提案	独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか	20
(5) 業務実施体制及び業務工程表	組織体制、マネジメント体制、担当者の能力・経験等	10
合 計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考図書

(1) 札幌市「第2次都心まちづくり計画」

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

(2) 札幌市「札幌駅交流拠点のまちづくり」

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/sapporoeki/sapporoeki.html>

(3) 過年度業務報告書

以下の業務報告書を下記 14 の場所にて閲覧可能（貸出及び複写は不可）。閲覧を希望する場合は事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。ただし、閲覧は令和4年11月1日（火）17時15分までとする。

・ 令和3年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務

14 連絡先

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側）
電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114
E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp